



# 市 からの 連絡 帳

## 届け出・年金

### 市民カードのご利用を

暗証番号を登録すると住民票等自動交付機が利用できます。

#### ◆旧市の印鑑登録証から西東京市民カードに引き換えできます

田無市または保谷市の印鑑登録証を西東京市民カードに引き換え、暗証番号を登録すると、市内7カ所の自動交付機で住民票や印鑑登録証明書の交付が受けられます(暗証番号を登録している「ほうや市民カード」も利用可)。

#### ◆西東京市民カード・ほうや市民カードの暗証番号登録・変更

番号未登録の市民カードをお持ちの方は、番号登録手続きができます。番号をお忘れの方は、変更手続きができます。

#### ◆各手続き方法

登録者本人が市民課・各出張所窓口で申請してください。

**持**①旧市の印鑑登録証・西東京市民カード・ほうや市民カードのいずれか

②申請者の本人確認ができるもの

※②の種類により手続きが異なります。

(1)運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付きの証明書<sup>※</sup>…即日手続きできます。

(2)保険証や年金手帳など(1)以外…即日では手続きできません。申請後、本人宛てに照会書を郵送しますので、届いたら再度来庁してください。

◆市民課 **田**(☎042-460-9820)

**保**(☎042-438-4020)

### 国民年金保険料納付案内業務の民間委託

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていた方に対する電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務を委託しています。

□受託業者 日立トリプルウィン(株)

(☎0120-211-231)

※訪問時には日本年金機構が発行した顔写真付き身分証明書を提示します。

※保険料を預かるのは、納付書がある場合のみです。

#### ◆次のようなことは絶対に行いません

●手数料などの要求 ●ATM操作のお願い ●年金手帳・年金証書・通帳・キャッシュカードなどを預かる

不審な点などありましたら**田**へご連絡ください。

絡ください。

**田**武蔵野年金事務所

(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 **田**

(☎042-460-9825)

## 福祉・子育て

### 生活つなぎ資金貸付

急を要する事情で一時的に金銭的に困りの方へ2万円を上限に貸し付けを行います。

※貸し付けには条件があります。詳細は、お問い合わせください。

◆生活福祉課 **保**(☎042-438-4022)

### 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者対象)の申請はお済みですか

□申請期限 7月29日(金)(消印有効)

お手元に申請書がある方はお早めの申請をお願いします。

◆臨時福祉給付金担当

(イングリル・☎042-497-4976)

### 幼稚園児などの保護者への補助金

「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」および「就園奨励費補助金」の申請を受け付けます。

**田**本市に住民登録がある3～5歳児(平成22年4月2日～平成25年4月1日生まれ)を幼稚園などに通園させている保護者、または満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者

**田**●市内の幼稚園などに通園の場合…幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」を記入し、指定日までに幼稚園などへ

●市外の幼稚園などに通園の場合…幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」を記入し、認め印を持参のうえ子育て支援課(田無庁舎1階)・市民課(保谷庁舎1階)へ

※6月下旬までに申請書が配布されない場合は下記へご連絡ください。

□申請期間

7月1日(金)～8日(金)午前9時～午後5時

□添付書類

●生活保護受給世帯…生活保護受給証明書

●平成28年1月2日以降に本市へ転入した方…平成28年度課税証明書

●平成28年1月1日現在、海外に居住していた方…勤務先からの給与証明書(平成27年1月1日～12月31日に支払われた給与などの支払い証明書)

※新制度に移行した幼稚園に通っている場合は一部内容が異なります。詳細は、お問い合わせください。

◆子育て支援課 **田**(☎042-460-9841)

## くらし

### 社会教育関係団体への補助金

市内で社会教育活動をしている団体(体育団体を除く)が行う事業経費の一部を補助します。希望する団体は、事前に来庁日を予約のうえ申請してください。

□申請受付 6月20日(月)～7月8日(金)に申請書を社会教育課(保谷庁舎3階)へ持参(郵送不可)

※申請内容について説明できる方が申請に来てください。

※申請書などの提出書類は社会教育課で配布。相談は随時受け付けます。

◆社会教育課 **保**(☎042-438-4079)

### 自治会・町内会などへの補助金

市内の自治会・町内会などが実施する地域福祉の促進や地域づくりに役立つ活動を対象に、事業費の一部を補助します。

**田**市内の自治会・町内会およびマンション管理組合

□補助金上限額 ①と②の合計

①団体割額：1万2,000円

②世帯割額：200円×加入世帯数

※1,000円未満は切り捨て

□申請受付 第1回：7月1日(金)～29日(金) 第2回：10月3日(月)～31日(月)

**田**申請書類を期間中に協働コミュニティ課(保谷庁舎3階)へ持参

※詳細は、お問い合わせください。

◆協働コミュニティ課 **保**

(☎042-438-4046)

### 旧泉小学校グラウンドを、跡地の利用が決まるまで一時的に開放します

**時**下記期間の土・日曜日、祝日

●7月1日～9月30日午前9時～午後5時30分 ●10月1日～平成29年3月31日午前9時～午後4時30分

**田**個人(団体は不可)

**田**当日、受付で住所・氏名などを記入

◆学校運営課 **保**(☎042-438-4072)

## 市政・選挙

### 地区計画の変更案の縦覧

地区計画の変更案を作成しました。これに対し、関係住民や利害関係人は、意

見書を提出することができます。

※法改正による文言整理のため、今回の変更で新たな制限が加わるものではありません。

□名称 ①向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画 ②調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画

**時**6月15日(水)～29日(水)

**場**都市計画課(保谷庁舎5階)

□意見書の提出 縦覧期間中(必着)に、提出者の住所・氏名・地区との関係および件名「(地区計画の名称)変更案についての意見書」を明記し、〒202-8555市役所都市計画課へ郵送・ファクス・Eメールまたは持参(保谷庁舎5階)

◆都市計画課 **保**

(☎042-438-4050・**fax**042-438-2022・**mail**toshikei@city.nishitokyo.lg.jp)

### 6月2日の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性7万8,579人、女性8万3,857人、計16万2,436人

前回の定時登録者数と比較すると、男性17人増、女性59人増、計76人増加しています。

□定時登録の要件

①日本国民 ②平成8年6月2日以前の生まれ(今回の登録は満20歳以上)

③6月1日現在、引き続き3カ月以上本市に居住している(他市区町村から転入した場合は、3月1日までに本市の住民基本台帳に記載された方)

□在外選挙人名簿登録の要件

①在外選挙人名簿に登録していない ②登録申請時に満20歳以上 ③日本国民

④在外選挙人名簿の登録申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある

□在外選挙人名簿登録者数 男性116人、女性121人、計237人

◆選挙管理委員会事務局 **保**

(☎042-438-4090)

## 募集

### 徴税嘱託員

□資格・人数 2年以上の税の徴収経験<sup>※</sup>・1人

□任期 採用日～平成29年3月31日

□勤務 1日6時間・週5日

□報酬 月額19万5,300円

□募集要項 7月1日(金)まで、納税課(田無庁舎4階)または市HPで配布

※詳細は、募集要項をご覧ください。

◆納税課 **田**(☎042-460-9832)

# 保険料軽減制度 保険料の軽減制度が拡大

### 国民健康保険料

国民健康保険料は、①前年の所得に応じた所得割額 ②加入人数に応じた均等割額 ③世帯ごとの平等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、②と③が軽減されます。

政令の改正により、平成28年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準が変更になり、軽減対象となる世帯が増えました。

◆保険年金課 **田**

(☎042-460-9822)

### □改正内容

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下の世帯	据え置き	7割
前年中の軽減判定所得が33万円+[26万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が33万円+[26万5,000円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が33万円+[47万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が33万円+[48万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	2割

※保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の所得および人数も含めます。※青色専従者給与額または事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得はないものとします。※65歳以上(1月1日時点)の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。※譲渡所得の特別控除は適用しません。 ※雑損失の繰越控除を適用します。